

令和3年度2月期－3 定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査

2 監査の範囲

監査の対象期間中に執行された、財務に関する事務及びその他の事務

3 監査の着眼点

財務に関する事務及びその他の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし監査を実施した。

4 監査の執行者

代表監査委員 関口 広行
監査委員 鴻巣 義則

5 監査の対象

市民生活部生活安全課

6 監査の期間

監査対象期間 令和3年4月1日から令和4年1月31日まで
監査実施期間 令和4年2月4日から令和4年2月25日まで

7 本監査の期日

令和4年2月25日

8 監査の方法

(1) 書類監査

書類監査においては、監査対象から提出された定期監査資料、関係書類等に基づき、監査委員事務局職員による予備監査を実施した。

(2) 委員監査

委員監査においては、監査委員事務局作成の予備監査調書と対象課の課長等より提出済み資料等に基づき説明を受け、監査委員による質疑等を行い本監査を実施した。

第2 監査の結果

1 財務事務の執行

契約事務関係において、ドライブレコーダー設置事業の申請書類に一部誤りが見られた。

龍ヶ崎市龍ヶ崎市駅東駐車場委託事業についての報告書に一部遅延が見られた。

龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業補助金の申請書類に記載ミス等が見られた。

これ以外については、概ね適正に行われていた。

2 その他の事務の執行

概ね適正に行われていた。

3 意見

交通安全対策費の「龍ヶ崎地区安全協会」及び防犯活動費「龍ヶ崎地区防犯協会」の負担金については、算出根拠が確認できなかった。今後、算出根拠が明確になるよう関係機関等との調整に努められたい。

財務事務等の執行において一部に課題は見られたものの、それ以外については概ね適正に財務の執行及び事務処理がなされていることが確認できた。

今後も適正な業務遂行を努められたい。